

大垣市郵便入札等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)において、入札書を郵送する方法による入札(以下「郵便入札」という。)の執行及び郵便を利用した方法による随意契約に関し、大垣市契約規則(昭和39年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象は、競争入札の対象となるもののうち、規則第20条の2(規則第23条において準用する場合を含む。)に規定する電磁的方法により行うこととされた案件を除き、市長が指定するものとする。

(郵便入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札を執行しようとするときは、規則第2条に規定する公告又は規則第22条第2項に規定する通知(以下「公告等」という。)に、規則第3条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要綱に違反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札に関し必要な事項

(費用の負担)

第4条 郵便入札における入札書の提出に係る郵便料については、郵便入札の結果にかかわらず、郵便入札の参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書及び必要書類(以下「入札書等」という。)を、第3条第2号の到達期限までに到達するよう一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては、持参する方法によることができる。

2 郵便入札の参加者は、前項の規定により入札書等を提出する場合は、内封筒及び外封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し、件名及び郵便入札の参加者の氏名(法人にあっては名称)を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により郵送するものとする。

3 前項の郵送用の外封筒は、宛名を「大垣市役所総務部契約管財課」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、参加者の住所及び氏名(法人にあっては所在地及び名称)を記載しなければならない。

4 郵便入札の参加者は、複数の案件の入札書等を1つの外封筒に封入して郵送するときは、内封筒を案件ごとに作成するものとし、全ての案件の到達期限までに到達するように郵送しなければならない。

(入札書の保管方法等)

第6条 市長は、入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等が封かんされた内封筒を確認し、これを開札日時まで契約管財課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第7条 郵便入札の参加者は、郵便入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の郵便入札の辞退は認めないものとする。

(入札書の無効)

第8条 規則第14条(規則第23条において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、入札書等が第3条第2号の到達期限までに到達しなかった場合は、当該入札を無効とする。ただし、第5条第4項に規定する内封筒を案件ごとに作成したもののうち、一部が到達期限までに到達しなかったときは、到達期限までに到達した案件については同条に規定する提出方法により送付されたものとみなす。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

(開札への立会い)

第9条 開札には、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うこととする。

(開札)

第10条 開札は、公告等に記載した日時及び場所において執行するものとする。

2 開札において、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格)で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 開札において、低入札価格調査制度による調査基準価格を設けた場合であって、調査基準価格以下の入札があった場合は、低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。

4 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、市長が別に定めるくじの方法により落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第11条 第1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格(最低制限

価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格)で最高又は最低の価格をもって入札した者がいないときは、別途日時及び場所を定め、再度入札を執行するものとする。

2 前項の再度入札は1回限りとする。

3 第1項の再度入札に参加することができる者は、第1回目の入札において、予定価格を上回る価格(収入の原因となる入札の場合は予定価格を下回る価格)で入札をした者とする。ただし、当該入札が無効又は失格である場合は、再度入札に参加することができない。

4 市長は、第1項の再度入札の開札日時、場所、入札書等の提出方法及び到達期限について、前項の規定により再度入札に参加することができる者に対し、速やかに通知するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、市長は、第1回目の開札状況により、再度入札を執行しないことができる。

(落札者への通知等)

第12条 市長は、落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を公表するものとする。

(入札の延期等)

第13条 市長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 市長は、郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(随意契約による契約締結に関する規定の準用)

第14条 第3条から第9条まで、第10条第1項及び第11条から第13条までの規定は、随意契約について準用する。この場合において、第3条、第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条並びに第13条中「郵便入札」とあるのは「郵便による見積徴取」と、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条第4項及び第13条第2項中「入札書」とあるのは「見積書」と、第7条の見出し、第11条第3項並びに第13条の見出し及び第1項中「入札の」とあるのは「随意契約の」と、第7条中「入札辞退届」とあるのは「見積辞退届」と、第8条及び第11条第3項中「入札を」とあるのは「見積りを」と、第9条中「入札事務」とあるのは「随意契約事務」と、第11条中「再度入札」とあるのは「再度見積り」と、同条第1項中「入札した」とあるのは「見積りした」と、同条第3項中「入札に」とあるのは「見積りに」と、「入札が」とあるのは「見積りが」と、第12条中「入札結果」とあるのは「随意契約結果」と読み替えるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行する。